

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定案 (規定整備関係)

航空機騒音に係る環境基準の一部改正について

環境省は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号)を一部改正し、平成 19 年 12 月 17 日付けで告示した。

1. 改正の概要

我が国の航空機騒音に係る環境基準の評価指標は WECPNL を採用しているが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、新たな評価指標を採用する。

[1] 評価指標について

時間帯補正等価騒音レベル (Lden) へ変更する。

[2] 基準値について

現行基準レベルの早期達成の実現を図ることが肝要であり、騒音対策の継続性も考慮して、現行の基準値に相当する値とする。

| 地域の類型 | 基準値 |
|-------|-----------|
| I | 57 デシベル以下 |
| II | 62 デシベル以下 |

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域とする。

[3] 小規模飛行場について

1 日の平均離着陸回数が 10 回以下の飛行場についても適用対象とする。

2. 施行日

平成 25 年 4 月 1 日

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定案（規定整備関係）

1. 航空機騒音に係る環境基準に関する改定

| 現 行 | 改 定 案 |
|---|---|
| <p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第4節 騒音</p> <p>1 現況調査</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 騒音に係る調査方法</p> <p> (オ) 航空機騒音</p> <p> c. 測定方法</p> <p> 航空機騒音の測定方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）に定める方法による。</p> <p> なお、1日当たり離着陸回数が10回以下の小規模飛行場については、「<u>小規模飛行場環境保全暫定指針について</u>」（平成2年9月13日環境庁大気保全局長通知）に定める方法による。</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測事項</p> <p> エ. 航空機騒音</p> <p> 「航空機騒音に係る環境基準について」に定めるWECPNL（一年間のパワー平均値）</p> <p> ただし、一日当たりの離着陸回数が10回以下の小規模飛行場については、「<u>小規模飛行場環境保全暫定指針</u>」に定める時間帯補正等価騒音レベル（Lden）</p> | <p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第4節 騒音</p> <p>1 現況調査</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>ア. 騒音に係る調査方法</p> <p> (オ) 航空機騒音</p> <p> c. 測定方法</p> <p> 航空機騒音の測定方法は、「<u>「航空機騒音に係る環境基準について</u>」（告示）の一部改正について」（平成19年12月17日環境省告示第114号）及び「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）に定める方法による。</p> <p> なお、1日当たり離着陸回数が10回以下の小規模飛行場については、「<u>「航空機騒音に係る環境基準について</u>」（告示）の一部改正について」に定める方法による。</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測事項</p> <p> エ. 航空機騒音</p> <p> 「<u>「航空機騒音に係る環境基準について</u>」（告示）の一部改正について」に定める時間帯補正等価騒音レベル（Lden）（一年間のパワー平均値）とし、必要に応じ「航空機騒音に係る環境基準について」に定めるWECPNL（一年間のパワー平均値）を追加</p> |

2. その他の法令改正等に関する改定

| 箇所 | 現 行 | 改 定 案 |
|---|--|---|
| 第2章 第1節 大気質 1 (3) ア | <u>「一般環境大気測定局測定結果報告」(環境庁大気保全局大気規制課) 及び「自動車排出ガス測定局測定結果報告」(環境庁大気保全局自動車環境対策第二課)</u> | <u>「大気汚染状況報告書」(環境省水・大気環境局)</u> |
| 同 (ウ) a (e) | <u>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成9年2月環境庁大気保全局大気規制課)</u> | <u>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成20年10月環境省水・大気環境局大気環境課)</u> |
| 同 (f) | <u>「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成13年8月環境省環境管理局総務課ダイオキシン対策室)</u> | <u>「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成20年3月環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・大気環境課)</u> |
| 第2節 水質・底質 1 (3) ア (イ) b (e) 及び 同 イ (ウ) b (c) | <u>「公共用水域の水質測定計画」(大阪府)</u> | <u>「公共用水域及び地下水の水質測定計画」(大阪府)</u> |
| 第9節 土壌汚染 1 (3) ア (イ) d | <u>「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成12年1月環境庁水質保全局土壌農業課)</u> | <u>「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成20年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)</u> |

| 箇所 | 現 行 | 改 定 案 |
|------------------------|---|---|
| 第18節 景観 1 (3) イ (イ) | <p>次の法令の基準等を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全法（昭和47年法律第85号） 自然公園法（昭和32年法律第161号） 文化財保護法（昭和25年法律第214号） 都市計画法（昭和43年法律第100号） 都市緑地法（昭和48年法律第72号） 都市公園法（昭和31年法律第79号） 工場立地法（昭和34年法律第24号） <u>大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）</u> <u>大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）</u> <p>その他関連する法令等</p> | <p>次の法令の基準等を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>景観法（平成16年法律第110号）</u> 自然環境保全法（昭和47年法律第85号） 自然公園法（昭和32年法律第161号） 文化財保護法（昭和25年法律第214号） 都市計画法（昭和43年法律第100号） 都市緑地法（昭和48年法律第72号） 都市公園法（昭和31年法律第79号） 工場立地法（昭和34年法律第24号） <u>大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）</u> <u>大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）</u> <p>その他関連する法令等</p> |

参考) 誤字脱字の修正等の軽微な改定

| 箇所 | 現 行 | 改 定 案 |
|---------------|--|---|
| 第2章 | | |
| 第1節 大気質 | | |
| 1 (3) ア (ウ) a | 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号) | 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号) |
| 同 | 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月11日環境庁大気保全局長通達) | 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月17日環境庁大気保全局長通達) |
| 同 | 「環境大気中の鉛、炭化水素の測定方法について」(昭和52年3月29日環境庁大気保全局長通達) | 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」(昭和52年3月29日環境庁大気保全局長通達) |
| 第2節 水質・底質 | | |
| 1 (3) イ (ウ) a | 「底質調査方法について」(昭和63年9月8日環境庁水質保全局長通知) | 「底質調査方法の改定について」(昭和63年9月8日環境庁水質保全局長通知) |
| 及び | | |
| 同 | b (a) | b (a) |